

**社団法人日本精神保健福祉士協会に入会されていない
愛知県精神保健福祉士協会会員の方へ**

**愛知県精神保健福祉士協会会員は
社団法人日本精神保健福祉士協会構成員であることが必要になりました。**

愛知県精神保健福祉士協会規約

第5条（会員）本会の会員は、本会の目的に賛同し、次の各号のいずれかに該当する者で愛知県に住所を有し、又は勤務する者とする。

1 精神保健福祉士法第28条の規定に基づき、精神保健福祉士の登録を受け、社団法人日本精神保健福祉士協会定款第5条第1項第2号に規定する構成員である者もしくは入会申し込みをした者

愛知県精神保健福祉士協会（以下、愛知県協会）の入会資格として、社団法人日本精神保健福祉士協会（以下、日本協会）構成員であるもの（もしくは入会申し込みをしたもの）となっています。

平成23年12月31日現在、日本協会構成員でない方は、平成24年3月31日までに日本協会の入会申し込みをされないと『退会』扱いとなります。

尚、会費未納の方は会費を納入されるまでは『退会保留（会報や各種御案内などの郵送を行わず、研修会などの参加も非会員となります）』扱いとさせていただきます。

（※日本協会の入会申込受付が1月から3月まで入会審査を行っていないため。）

平成24年1月～3月末までに日本協会に入会申し込みをされた方は、申し訳ありませんが、記載された申込書を事務局までFAXして下さい。

☆ 詳しくは、事務局までお問い合わせください。

平成24年2月2日

愛知県精神保健福祉士協会
会長 梅村 仁志